

令和6年度

川崎市立御幸中学校

「学校いじめ防止基本方針」

# 川崎市立御幸中学校

2024年度(令和6年度)

## 学校経営計画

学校教育目標

生徒が創造する学校 生徒が創り上げた学校教育目標

心を磨き、地域・社会に貢献できる人へ

自律心・向上心

認め合う心・思いやる心・協力する心・感謝する心

- ・教育関係法令
- ・中学校学習指導要領

- ・かわさき教育プラン
- ・夢教育21

### 学校経営方針

#### めざす学校像

- ・生徒が主体的に創造する学校
- ・わかる喜びとふれあう楽しさを実感できる学校
- ・保護者・地域から信頼される学校

#### めざす生徒像

- ・主体的に考え行動する生徒(自律・向上)
- ・個性を尊重し支えあう生徒(認め合い・思いやり・協力)
- ・感謝の心を忘れずに行動できる生徒(感謝)

#### めざす教師像

- ・生徒に寄り添い受容できる教職員
- ・高い専門性と実践力のある教職員
- ・職務に情熱と使命感をもつ教職員

### 中期経営目標 令和6年度～令和8年度

#### 1 基礎・基本を大切にした学力の向上

- ・わかる授業展開による確かな学力の定着と適切な評価
- ・OJTの充実による授業力の向上
- ・主体的に学び続けることのできる生徒の育成

#### 2 心の通い合う人間関係の育成

- ・命・こころの教育の推進
- ・人権尊重教育を基盤とした教育活動の定着
- ・多様性を理解し、それぞれの強みを生かす特別支援教育の充実

#### 3 魅力ある学校の創造

- ・生徒が創造する学校を支援する教育実践
- ・特色あるキャリア教育と生き方教育への発展
- ・地域の教育資源を生かした教育活動の推進

#### 4 市民に信頼される公教育の実現

- ・教育公務員としての自覚と矜持をもった職務の遂行
- ・時代の変化を意識し、地域や保護者との協働による育成の推進
- ・外部への積極的な情報発信

### 短期経営目標(今年度の重点目標) 令和6年度

- 学習指導要領に基づく指導内容の充実や授業形態・展開の工夫
- TT、少人数授業を含めた一斉授業の中での習熟度に応じた丁寧な学習指導の推進
- 信頼性の高い評価活動と指導法の改善
- 生徒の実態を踏まえた授業づくりのための研究を推進
- 経験や教科を超え、指導法の工夫・改善を互いに学びあう校内研究の推進

- 心の教育を重視し、いじめや暴力が絶対に許されないという考え方の定着
- 一人ひとりの生徒の特性や教育ニーズを踏まえた支援体制の確立
- 生徒の内面への共感的理解に基づく相談活動の推進及び支援や指導による良好な人間関係の構築
- 丁寧な登校支援対策と地域、関係機関との連携による登校支援の確立

- 生徒が創造する学校の推進
- 自己肯定感を高められる教育活動の工夫・改善
- 3年間を見通した道徳、特活、総合的な学習の時間の指導計画及び体制の確立
- 将来の見通しを持った計画的なキャリア教育の推進
- 異校種や関係機関との連携による教育活動の推進
- 読書活動の推進

- 心身ともに健やかで安心安全な学校づくり
- 適正かつ機能的・効率的な校内組織づくり
- 地域にある学校として、地域や保護者への説明及び各種通信等を活用した積極的な情報発信及び地域・家庭とともに歩む教育活動の推進
- 生徒が地域を大切にす気持ちを育み、地域活動への参加を奨励

### 重点目標に係る具体的な取組例

- ・教師の授業力向上による、えがお創造プロジェクトの推進(授業バージョン)
- ・教科等の授業における生徒個々への適切な学習指導、習熟度別授業やTTを含めた授業形態の工夫の推進と効果検証に基づく、指導法の改善
- ・生徒の学習改善・意欲向上につながる適切な評価
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点に立ったGIGA端末を活用した授業改善による授業力の向上

- ・教員による適正な指導と学級・学年や生徒会活動を軸とした啓発活動等による学校内の良好な雰囲気作り
- ・学習室の運用を含め、一人ひとりの生徒の状況に応じた適応支援及び登校支援
- ・計画的な教育相談活動の実践とOJT等による教育相談スキルの向上及び効果測定の実施検証に基づく共生＊共育プログラムの実施
- ・学区3小学校及び地域関係機関との連携による登校支援体制の強化

- ・「学校教育目標」の定着による生活習慣の向上
- ・生徒が行事を創造する『えがお創造プロジェクト』の推進(行事・異学年交流他)
- ・3年間通して行うキャリア教育定着に向けた学年共通の資料策定及び生徒の主体的活動への適正な支援
- ・生徒の話し合い活動を軸とした道徳・特活、生徒主体で探究する総合的な学習の時間の実践と検証
- ・図書室の利用の活性化と読書習慣の定着

- ・生徒の実態に即した健康教育・安全教育の円滑な推進
- ・教員個々の適正や能力に応じた分掌配置と職や経験に応じた業務配分による機能化と効率化の実現
- ・地域や保護者が参加しやすい行事等の企画、各種通信等による情報発信及び地域行事やPTA活動への協働体制の定着
- ・生徒が意欲的に取り組める部活動の推進及び地域活動への協力

## 2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を策定します。

## 3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含みます。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

## 4 学校が実施する取組

### (1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するためには、いじめが発生しにくい学校の風土づくり(クラスでは学級環境づくり)を基本とし、学校教育目標の心の教育(認め合い・思いやり・協力・感謝)を大切にしていきます。教職員は生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

#### ① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくり(相談窓口の増設:担任以外による教育相談R4~)や教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。※みゆき教室開設 R4~、毎日決まった時間に学習室を開設 R6~

#### ② 生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。生徒を一人の人間として尊重し、生徒の気持ちを理解し、生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

#### ③ 生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

#### ④ 生徒の自浄力を育てます

生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは絶対に許されない」という気運を高めていきます。

### (2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。※アンテナを張っていじめを見抜くのではなく、生徒のちょっとした変化を見逃さずソナーで探知していくような姿勢を大切にします。

#### ① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

※生徒を観て、何かいつもとは違いおかしいなと感覚を大事にし、すぐに職員間で共有し対応したいと思います。

#### ② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている生徒や周りの生徒が相談しやすい環境をつくります。※教育相談を年5回実施し、相談しやすい環境を整えています。また、令和4年度から担任以外の職員で教育相談を行い、生徒の多様なニーズに対応できる体制を作っています。

#### ③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

### (3) 校内いじめ防止対策会議の設置

#### ① 校内いじめ防止対策会議の構成

いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめ認知後の対応や措置を迅速かつ実効的に行うため、校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」といいます）を設置します。

#### ② 「対策会議」の役割

「対策会議」は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、いじめに関する情報の収集、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を行います。

### (4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

#### ① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、「対策会議」に学級担任や学年教職員などを加えて、校内いじめ対策ケース会議を立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を組織的に実施します。

#### ② いじめられた生徒への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。（相談窓口の増設）
- 生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

#### ③ いじめた生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないように伝えます。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。

●いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

#### ④ 周囲の生徒への指導

●はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させます。

●いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。

●必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

#### ⑤ 保護者への対応

●いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。

●解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

### (5) 重大事態について

#### ① 重大事態の意味

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、アイに規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

アの「生徒の生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断します。例えば、

○生徒が自殺を企画した場合

○身体に重大な傷害を負った場合

○金品等に重大な被害を負った場合

○精神性の疾患を負った場合

などのケースが想定されます。

イの「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

## ② 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は重大事態に至る要因となったいじめを認知した場合には、川崎市いじめ防止基本方針に基づき、適正かつ迅速に調査を行います。また、必要に応じて関係機関と連携をし、当該事態への対処を行うとともに、同種のいじめの再発防止を図ります。

学校では重大事態を招くことのないよう、いじめの「未然防止」や「早期発見」のための取組を推進するとともに、いじめを認知した際の「適正かつ迅速な対処」に努めます。

## 6 令和6年度 いじめ防止対策組織・役割分担

### 【校内いじめ防止対策会議構成員】

校長、教頭  
教務主任、総務主任、1学年主任、2学年主任、3学年主任、個別級主任、通級指導教室主任、生徒指導担当、  
支援教育コーディネーター、養護教諭、（総括教諭）  
必要に応じてスクールカウンセラー、関係生徒の学級担任

### 【いじめ防止対策の企画・運営・分担】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・生徒指導担当
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・生徒指導担当
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・生徒指導担当
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・生徒指導担当
- ・道徳教育との連携・・・道徳活動推進担当、生徒指導担当
- ・支援教育コーディネーターとの連携・・・支援教育 Co、生徒指導担当
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・生徒指導担当

### 【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・生徒指導担当、教育相談担当  
各学年生徒指導部担当者
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・スクールカウンセラー、生徒指導担当
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・支援教育 Co、生徒指導担当

### 【生徒・保護者・地域との連携】

- ・生徒会本部・生活委員会との連携・・・生徒会本部担当、生活委員会担当
- ・PTA校外委員会との連携・・・生徒指導担当、校外委員会担当
- ・地域教育会議との連携・・・地域教育会議担当、生徒指導担当

### 【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・生徒指導担当、管理職
- ・児童相談所との連携・・・生徒指導担当、管理職

\*Coはコーディネーターの略

## 7. 本校のいじめ防止と関連の取組

### 生徒の自主的な取組

#### [自主的な企画・運営]

- ・集会・生徒集会での学校生活に関する呼びかけ
- ・朝のあいさつ運動

#### [話し合い活動の活性化]

- ・学級会等における話し合い活動

#### [交流活動の活性化]

- ・スポーツフェスティバルによるブロック縦割り活動
- ・町内会、自治会、学区内小学校等における部活動の地域交流  
（演舞部：よさこいソーラン、吹奏楽部：コンサート、  
その他の部活動：餅つき大会手伝い、祭礼での神輿担ぎ）
- ・学区の小学校・幼稚園・保育園への訪問、本校における中学生と幼稚園児の交流

[啓発活動]

- ・学校教育目標の6つの心の教育の推進
- ・生徒集会等での生徒会本部による生徒への呼びかけ
- ・いじめ、暴力防止に向けた標語ポスターの作成 等

保護者の取組（PTA 活動）

[情報交換]

- ・役員・運営委員会における保護者との情報交換
- ・区PTA 連絡協議会を通じての情報交換

地域住民の取組

[情報交換]

- ・中学校区（3小学校1中学校）地域の民生委員・児童委員との就学支援委員会における合同情報交換
- ・学校教育推進会議、地域教育会議、学校保健委員会、拡大大学校保健委員会等での町内会長、自治会長等、地域住民との情報交換

8. 令和6年度 いじめ防止を踏まえた年間計画

令和6年4月1日版

月	活動内容
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導研修（基本方針・重点目標、年間指導計画、役割分担の確認）</li> <li>・保健指導研修（健康に留意を要する生徒の確認）</li> <li>・特別支援教育校内委員会（特別な教育ニーズのある生徒の確認）</li> <li>・教育相談①（担任面談）</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況と指導、今後の方針について職員間で共有</li> <li>・学校生活アンケートの実施①</li> <li>・教育相談②</li> <li>・家庭訪問（保護者との情報交換）</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況と指導、今後の方針について職員間で共有</li> <li>・<b>児童生徒指導点検強化月間</b>（啓発活動・生徒指導体制の確認）</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況と指導、今後の方針について職員間で共有</li> <li>・三者面談による個別相談①</li> <li>・共生＊共育プログラム効果測定アンケートの実施</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況と指導、今後の方針について職員間で共有</li> <li>・生徒指導研修会（児童生徒の問題行動等について）</li> <li>・学校生活アンケートの実施②</li> <li>・教育相談③</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況と指導、今後の方針について職員間で共有</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況と指導、今後の方針について職員間で共有</li> <li>・三者面談による個別相談②</li> <li>・前期の反省、後期に向けた取組の見直し</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況と指導、今後の方針について職員間で共有</li> <li>・人権尊重教育公開授業</li> <li>・共生＊共育プログラム効果測定アンケートの実施</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況と指導、今後の方針について職員間で共有</li> <li>・学校生活アンケートの実施③</li> <li>・教育相談④※担任以外の教育相談</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況と指導、今後の方針について職員間で共有</li> <li>・学校生活アンケートの実施④</li> <li>・教育相談⑤</li> <li>・学校保健アンケートの実施（拡大大学校保健委員会に向けた再調査）</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>学校体制振り返り月間の取組</b>（各学年の生徒指導体制の状況を確認）</li> <li>・今後の方針について職員間で共有</li> <li>・年間反省、学校評価への反映</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年の状況と指導、今後の方針について職員間で共有</li> <li>・年間反省、次年度に向けた基本方針の見直し</li> </ul>

